

令和6年度～令和8年度の介護保険料

本町では、第9期計画の介護保険料について、国の標準段階区分に従った所得段階設定を行い13段階とし、各段階を次のとおり設定します。

また、第1～3段階の保険料率については、低所得者対策により、第1段階が0.455から0.285に、第2段階が0.685から0.485に、第3段階が0.690から0.685に軽減され、軽減分は公費により負担されます。

▼ 第9期の第1号被保険者の保険料基準額

保険料（基準額）	年 額	74,400 円
	月 額	6,200 円

■ 所得段階別の介護保険料率及び年間保険料 ■

段階	要件（前年の所得と課税の状況）	保険料率	年間保険料
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金受給者又は合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	標準額 ×0.285	年額 21,200 円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	標準額 ×0.485	年額 36,000 円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	標準額 ×0.685	年額 50,900 円
第4段階	同一世帯に町民税課税者のいる方で、本人が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	標準額 ×0.90	年額 66,900 円
第5段階	同一世帯に町民税課税者のいる方で、本人が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	標準額 ×1.00	年額 74,400 円
第6段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	標準額 ×1.20	年額 89,200 円
第7段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	標準額 ×1.30	年額 96,700 円
第8段階	本人が町民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	標準額 ×1.50	年額 111,600 円
第9段階	本人が町民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	標準額 ×1.70	年額 126,400 円
第10段階	本人が町民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	標準額 ×1.90	年額 141,300 円
第11段階	本人が町民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	標準額 ×2.10	年額 156,200 円
第12段階	本人が町民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	標準額 ×2.30	年額 171,100 円
第13段階	本人が町民税課税で合計所得金額が720万円以上の方	標準額 ×2.40	年額 178,500 円

（注）各段階の年間保険料については、100円未満を切り捨て